

出雲地区

保護司会だより

第31号

新しい時代へ

出雲地区保護司会会长

三 島 洪 道



発にも活動を広げたいと思います。

平成十一年に出雲市・平田市・簸川郡の各保護司会が統合して出雲地区保護司会がスタートし、二十年の歳月が過ぎました。

「平成」を振り返りますと、政治的には政権交代があり、自衛隊の海外派遣、消費税の導入等。六・七にはオウム真理教のサリン事件、自然災害もあり、三年雲仙普賢岳大火噴流、七年阪神淡路大震災、二十三年東日本大震災、それに伴う原発事故。豪雨による被害。亡くなられた多くの方々、今なお復興が進まない状況です。一日も早い復興を祈ります。

「令和」の時代を迎え、『社会を明るくする運動』の推進、協力事業主会の拡大と支援要請、また覚せい剤、コカイン、大麻等薬物乱用防止の啓

ています。生活環境、社会環境を整えることが重要です。継続しての指導と支援により、自信を持つて社会の一員として居場所のある生活が出来る。そのためには就労の支援、福祉の支援が欠かせません。

本年は、昭和二十四年更生保護制度発足以来、七十周年にあたります。

七月は『社会を明るくする運動』並びに『再犯防止強調』月間です。その趣旨は『すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする』というもので、内閣総理大臣からのメッセージを伝達し、講演会、街頭でのキャンペーン活動を行い、市民の皆様に広く啓発を行います。この活動にどうぞご参加ください。

このため、平成二十八年十一月『再犯の防止等の推進に関する法律』が制定され、同二十九年十二月『再犯防止推進計画』が閣議決定されました。すでに周知のことですが、出雲

市民の皆様の平素のご支援ご協力に深く感謝を申し上げますとともに、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

最後に、出雲地区保護司会会长の重責を担うにあたり、関係者各位のご協力をお願い申しあげます。



第69回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱：法務省

“社会を明るくする運動”は地域みんなの運動

趣　旨	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。
強調月間	7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。
行動目標	①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
重点事項	犯罪や非行をした人たちを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、 ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。 ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。 ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。 ④犯罪をした高齢者・障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。 ⑤非行少年等が学びを継続できること。 に係行政機関・民間団体関係者等との連携をもとに取り組むことを重点事項とする。



平成30年出雲市メッセージ伝達式

メッセージ伝達

出雲地区保護司会では、次の日程により内閣総理大臣からの“社会を明るくする運動”メッセージを伝達いたします。

とき 七月三日（水）午後二時より

ところ ビッグハート出雲

白のホール

伝達者 出雲地区保護司会会长
受託者 出雲市長
参加者 一般市民、保護司会会員、
更生保護女性会会員、BB
S会会員、協力事業主会
員、人権擁護委員、青

少年育成協議会会員、民
生委員・児童委員、出雲警
察署、少年補導員ほか

出雲地区保護司会の その他の取組

- | | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|---------|------------------------------|
| ⑤ 開催 | ④ 携・協働活動の推進 | ③ 対象…小学生、中学生、一般 | ② 標語の募集 | ① 広報車やショッピングセンターでの街頭キャンペーン活動 |
| ⑤ 中学生との対話集会や講演会の | ④ ミニ集会の開催等地域との連 | ③ 作文の募集 | ② 標語の募集 | ① 広報車やショッピングセンターでの街頭キャンペー |

第69回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もが「RE：スタート」できる社会を構築することが重要です。

こうした更生保護の取組には長い歴史があり、本年、更生保護制度が施行されて70周年を迎えます。再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定された「再犯防止推進計画」を更に着実に実施し、再犯防止に向けた取組を強力に推進するためには、更生保護の諸活動を一層充実させることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしてある「しあわせ幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成31年2月26日

内閣総理大臣

安倍晋三

標語

募

集

の

お

知

ら

せ

“社会を明るくする運動”強調月間にあわせて、「犯罪のない明るい街づくり」、「青少年の非行防止」がアピールできる標語を募集します。

一般の部

●主催
出雲地区保護司会

●応募資格
出雲市内に居住する方

●募集方法
一人三点以内とし、自作・未発表のもので、用紙は自由です。作品には住所・氏名・電話番号を記入してください。

提出先

市役所・各行政センター・コミュニティセンター・社会福祉協議会などに設置してある投稿箱に入れてしまいか、出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）まで郵送してください。

提出先

各学校を通じて、出雲市市民活動支援課青少年支援係へ提出してください。

募集期間

夏休み期間中

表彰

最優秀賞 彰 一点（賞状・副賞）
優秀賞 五点（賞状・副賞）
佳作 十点（賞状・副賞）

●詳細については、各学校を通じてお知らせします。

●募集締切日 九月九日(月)
出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）へ学校を通じて提出してください。

小学生・中学生の部

●主催
出雲地区保護司会
出雲市青少年育成市民会議

●応募資格
出雲市内の小学生及び中学生

●募集方法
一人三点以内とし、自作・未発表のもので、用紙は自由です。作品には学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入してください。

提出先

各学校を通じて、出雲市市民活動支援課青少年支援係へ提出してください。

募集期間

夏休み期間中

表彰

テーマ

“社会を明るくする運動”的旨を踏まえて、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことに基に、犯罪や非行に関して考えたことや感じたことなどを題材としたものとします。

応募規定

島根県小学校長会・島根県中学校長会・島根県保護司会連合会・更生保護法人島根更生保護観察協会・島根県更生保護女性連盟・島根県BBS連盟・山陰中央新報社

●主催
“社会を明るくする運動”島根県推進委員会
●後援
島根県小学校長会・島根県中学校長会・島根県保護司会連合会・更生保護法人島根更生保護観察協会・島根県更生保護女性連盟・島根県BBS連盟・山陰中央新報社

作文

小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活・学校生活や地域の中で体験したことに基に、犯罪や非行などに関する理解を深めてもらうことを目的として実施されます。

その他

応募作品は、自作・未発表のものに限ります。応募に当たっては、題名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を明記してください。

選考

島根県推進委員会に優秀作品を推薦し、審査のうえ入賞作品が決定されます。また、入賞作品の中から小学生の部・中学生の部の各三點以内を選考し、同中央推進委員会（法務省）に推薦されます。

表彰

●最優秀賞 各一点（賞状・副賞）
優秀賞 各八点（賞状・副賞）
なお、応募者全員に記念品が贈呈されます。

●表彰
最優秀賞 各一点（賞状・副賞）
優秀賞 各二点（賞状・副賞）
佳作 各十点（賞状・副賞）
●原稿枚数
四百字詰め原稿用紙三～五枚程度
●応募先
出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）へ学校を通じて提出してください。
●問い合わせ先
出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）

TEL 二二一七九〇〇
出雲市今市町五四三番地

第69回 “社会を明るくする運動” 啓発講演会

～私の「夜間中学」教師体験記～ 命の光を大きく輝かせるために

とき 7月3日(水)
14時30分～

ところ ビッグハート出雲
白のホール

入場無料 入場者数には限りがあります

講師 松崎 運之助氏
(元・夜間中学校教諭)



講師略歴

1945年中国東北部（旧満州）生まれ。
長崎市の中学校卒業後、三菱長崎造船所に就職。同造船所で働きながら、定時制高校に通学。
定時制高校卒業後、上京して明治大学二部文学部入学。町工場で働きながら、同大学卒業。
江戸川区立小松川第二中学校夜間部勤務（14年間・教諭）。足立区立第九中学校勤務（7年間・教諭）。
この間、大阪大学人間科学部や蒲田医師会立看護高等専修学校で非常勤講師。
足立区立第四中学校夜間部勤務（12年間・教諭）
2006年3月、定年退職。現在、執筆、講演活動をしている。
NHKテレビ「スタジオ102」、テレビ朝日「徹子の部屋」、NHKラジオ「話題の指定席」など出演。
山田洋次監督、松竹映画「学校」の原作モデルで制作協力にも携わる。

著書：「学校」「幸せになるための学校」「青春一夜間中学界隈」「人生一わが街の灯」「母からの贈りもの」「母の色えんぴつ」「夜間中学があります」「夜間中学ーその歴史と現在ー」「ハッピーアワー」
※松竹映画『学校』（山田洋次監督）の原作モデルで制作協力者。

著者・著書を紹介した本は、井上ひさし「ことばを読む」山田洋次「寅さんの学校論」「学校が教えてくれたこと」三好京三「いい先生見つけた」など。
新聞、雑誌にも紹介記事多数。

主催：出雲地区保護司会 協賛：出雲市社会を明るくする運動推進委員会

《お問い合わせ》出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）

〒693-0001 島根県出雲市今市町543番地 出雲市社会福祉センター3F

TEL.0853-22-7190 E-mail:izumo-hogoshikai@izumo-net.ne.jp

鳥取刑務所視察研修

平田支部 橋亮秀

平成三十年十二月五日、保護司会平田支部十一名と平田更生保護女性会の皆さん十九名の計三十名で、鳥取刑務所へ視察研修に行きました。当支部では、五年前から中国地区刑務所(七か所)の視察研修を企画し、島根あさひ社会復帰促進センターを皮切りに松江刑務所、尾道刑務所、岡山刑務所を終え、令和元年に広島刑務所、二年に山口刑務所をまわれば目標達成となります。

さて鳥取刑務所は、定員六百五十一人、鳥取市にある男性受刑者を収容する刑務所で、執行刑期が十年未満で、犯罪傾向が進んでいる者および未決拘禁者を収容しています。

平成三十年十二月五日、保護司会平田支部十一名と平田更生保護女性会の皆さん十九名の計三十名で、鳥取刑務所へ視察研修に行きました。当支部では、五年前から中国地区刑務所

(七か所)の視察研修を企画し、島根あさひ社会復帰促進センターを皮切りに松江刑務所、尾道刑務所、岡山刑務所を終え、令和元年に広島刑務所、二年に山口刑務所をまわれば目標達成となります。

特に私が興味深く思つたのは：刑務作業について調べてみますと「受刑者が改善更生

務所と違い、田舎の刑務所では刑務作業のための仕事が減つており、新たな仕事の受注に苦労しているとのこと。そして、いま自分が着ているこの刑務官の制服は、当作業所で縫製したもので、話されると、皆さん一様に「ホオー」と感嘆の声が上がりました。「えー！」ここで作っているのかということがとど、その出来栄えに目を見張つたのです。

私も今まで各刑務所の売店で、雪駄、買い物バッグなどを買いましたが、丈夫で長持ち大変重宝しています。

研修参観に行く機会があれば、購買することでの貢献になると思われます。今回も参加された皆さんがあなたさんの買い物をされ、職員の方の満面の笑みでお見送りをしていただき帰路につきました。

こうやつて研修が続けられるのも、出雲地区保護司会の活動助成と、保護観察所企画調整課のサポートのおかげと感謝申しあげます。



鳥取刑務所訪問

出雲地区保護司会 令和元・二年度執行部が 新しく選出される

(※は兼任者)

会長	三島洪道（出雲支部長）
副会長	岡田泰明（平田支部長）
	市場隆子（斐川支部長）
	田部敏雄（河南支部長）※1
	原 洋子（大社支部長）※2
常任理事	鈴木二朗、橋 亮秀、藤森麗子
	中尾 亮、渡部舟海※3
理事	伊藤皓元、土井一顕
	高尾 彰、景山大圓
監事	佐藤道子、野津雅史、村上 勉※4
事務局長	岡 賢治
専門部会	(○…部会長、○…副部会長)
総務部会	○原 洋子※2 ○川上雅文
研修部会	○村上 勉※4 ○坂本美喜雄
犯罪予防部会	○横野博巳 ○渡部舟海※3
協力組織部会	○勝部治良 ○米田宣雄
広報部会	○田部敏雄※1 ○坂根光紀

ちょっこい え話

認知症の話題が世の中を騒がせていました。皆さんも結構身近で聞かれたことがあるのではないでしょうか。認知症になると色々と嫌なことが出て来ます。その中でも一番嫌だと思われるのは、今まで出来ていたことが出来なくなったり、させて貰えなくなったりすることではないでしょうか。ある雑誌に、させて貰えないくなつた一つの例が出ていましたので、ご紹介します。東京都内に住むAさん(七十歳代・女性)は、軽い認知症の症状(時たま物忘れが出る程度)が見られました。日常生活は特に問題なく出来ていました。ところが、ある時近くの銀行で、突然自分の預金口座の入出金が出来ないと告げられました。この時Aさんは通帳を失くしたので再発行のお願いをしました。この再発行は一年間で三度目の再発行だったのです。銀行側は、判断能力を疑い簡単な認知症検査を行つた後で、家族同伴でないと通帳の再発行は出来ないと言つたのです。この話は、認知症の疑いが持たれて自分の口座が使えなくなつた例です。全ての銀行でこの例の様になるかどうかは銀行によつて異なります。銀行側が自分の規則によって対応を決めているからです。この例のように認知症になつて判断能力が衰えて来ると色々出来なくなつたり、させて貰えなくなつたりすることが増えて来ます。そんな時に利用出来る三つの制度を今回ご紹介します。

一つ目は、判断能力が比較的あり、まだ自分で署名が出来るが身体的・精神的都合で銀行へ行つてお金がおろせなくなつた人へのご紹介です。それは出雲市社会福祉協議会等が行

つている「日常生活自立支援制度」という制度で、利用者と社会福祉協議会が契約を結び利用者の代わりに支援員という社会福祉協議会と契約を交わした人が金融機関へ行きお金の出し入れをしてくれる制度です。

次は、後見人に関する二つの制度です。一

つは、利用する人の判断能力が相当衰えて「後見制度」をご紹介します。「後見制度」は、利用者が依頼したお金を利用者の代わりに金融機関から出し入れをしたり、自宅から

老人ホーム等の施設に入る為の契約を行つたりする制度です。もう一つは、この「後見制度」を判断能力が衰えた時に利用出来る様に

予約しておく制度です。この制度は「任意後見制度」と言います。例えば、肉親が遠くに住んでいる一人住まいの高齢者の人で、今は

大丈夫なのだが、将来判断能力が衰えた時の生活に不安を持っているような人が、判断能

力がある内に、信頼している人に「後見人」になつて貰う様に契約をしておく制度です。

今ご紹介した三つの制度は全て法律に基づいています。従つて、実際に制度を利用するには、色々な手続きが必要となりますので、詳

しくは市役所・社会福祉協議会・成年後見センター等の機関にご相談願います。

さて、二〇一二年時点では六十五歳以上の高齢者の十五%の四百六十二万人が認知症であり、二〇二五年には二十%・七百三十万人がなると言われています。今後、ご紹介した制度を使う方が増えていくと思われます。

皆さん、お互いに健康に気をつけましょう。

(T・K)

